

障害者差別解消法に関する取組について

1 令和元年度の主な取組状況について

(1) 市職員等に対する研修・啓発の実施

実施時期	実施内容
10 月	10/24 管理職職員及び新規採用職員に対する研修の実施 ※あいサポート研修を併せて実施 参加者：職員 66 人 市議員 4 人
11 月	全庁に、合理的配慮の提供(手話通訳、要約筆記等)に係る予算措置について依頼
12 月	その他庁内における合理的配慮の取組事例 ※調査対象期間 平成 31 年 1 月～令和元年 12 月 ・窓口等に耳マークやコミュニケーション支援ボードを設置 ・家庭ごみを集積場所まで出すことが困難な障害者等を対象として、ごみの戸別収集を継続実施 ・図書館で助聴器を導入、リーフレットの音声版・点訳版を作成・配布 ・各種セミナー等に手話通訳者、要約筆記者を配置 等

(2) 市民・市内の事業者等への理解促進・啓発活動の実施

実施時期	実施内容
6・12 月	市広報に、啓発記事・相談窓口を掲載 ※7/1 号、12/1 号
11 月	市内事業者等に、差別解消に向けた取組への協力を文書で依頼 交通 …タクシー (14)、鉄道 (1)、バス (1、市外 1) 医療 …医師会 (1)、歯科医師会 (1)、薬剤師会 (1) 保健衛生 …ホテル・旅館 (15、市外 1)、飲食業組合 (1) 小売・流通 …スーパー等 (13) 金融機関 …銀行 (10)、郵便局 (1) ※カッコ内の数字は事業者数

2 本市で受付をした差別に関する苦情や相談等について

(1) 窓口等での差別に関する相談・苦情について

相談者	障害者本人及び支援者
相談件数	1 件
相談内容	・市役所窓口で、障害者に対する配慮を欠いた発言があったので、今後気を付けてほしい。
相談への対応	・発言内容等の事実確認の結果、当該課職員から、配慮を欠いた発言であったことを相談者に対して謝罪。当該課では、職員に対して、言葉の選び方等に注意するよう指導を行った。

3 令和2年度の主な取組予定

(1) 市職員等に対する研修・啓発

実施時期	実施内容
10 月	全庁に、合理的配慮の提供(手話通訳、要約筆記等)に係る予算措置について依頼
12 月～ 1 月	庁内における合理的配慮の取組事例や課題等の把握のため、全庁調査を実施 ※調査対象期間 令和2年1月～令和2年12月

(2) 市民・市内の事業者等への理解促進・啓発活動の実施

実施時期	実施内容
12 月	市広報に、啓発記事・相談窓口を掲載 12/1 号・(予定)
12 月頃	市内事業者等に、差別解消に向けた取組への協力を文書で依頼予定